

平成20年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

石 監 査 第 3 0 5 号
平 成 2 1 年 9 月 1 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	下 沢 佳 充
同	若 林 昭 夫
同	東 方 俊 一 郎
同	喜 田 羊 支 子

平成 2 0 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 0 年
度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる
事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、平成20年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

○健全化判断比率 (単位：%)

	平成20年度決算	平成19年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	25
実質公債費比率	14.4	13.8	25	35
将来負担比率	270.7	273.6	400	

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

○資金不足比率 (単位：%)

区分	会計名	平成20年度決算	平成19年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	電気事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	

(注) 資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

2 審査の意見

健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率の各項目については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字又は資金不足が生じていないことから健全な段階にあることが確認された。

また、健全化判断比率のうちの実質公債費比率は、前年度を0.6ポイント上回る14.4%、将来負担比率は、前年度を2.9ポイント下回る270.7%となっており、両数値とも早期健全化基準である25%又は400%を下回っており、健全な段階にあることが確認された。

しかし、一般会計の実質収支が黒字となっているのは、財政調整基金と減債基金を合わせて45億円取り崩したことによるものである。

また、県債残高の増嵩に伴い、公債費負担が年々増加しているところであり、今後の実質公債費比率の推移については、早期健全化基準には至らないものの、何らの対策を講じない場合には、新規の県債発行に当たって総務大臣の許可が必要となる18%を超える年度も生じることが見込まれている。

こうした中、本県は、「行財政改革大綱2007」に基づき、県債残高の抑制及び基金残高の確保を基本に、歳入の確保、定員の適正化計画の見直しと職員費の削減等を掲げているところであるが、県財政を取り巻く厳しい状況に鑑み、大綱の進行管理と評価をしっかりと行って、その徹底を図るなど、自立的かつ持続可能で強固な財政基盤の確立に努められたい。

付 表

- 1 実 質 赤 字 比 率
- 2 連 結 実 質 赤 字 比 率
- 3 実 質 公 債 費 比 率
- 4 将 来 負 担 比 率
- 5 資 金 不 足 比 率

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

$$\frac{-}{299,470,764} = -$$

実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収入特定財源(5)		
一般会計	526,782,938	522,458,490	20,037,358	0	16,508,832	795,922	
一般会計等に属する特別会計	証紙特別会計	6,818,541	6,188,210	0	630,331	0	0
	土地取得特別会計	5,835	5,835	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	142,778	124,034	0	18,744	0	0
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	13,639,027	11,405,298	0	2,233,729	0	0
	農業改良資金特別会計	230,002	23,407	0	206,595	0	0
	林業改善資金特別会計	260,007	54,171	0	205,836	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	96,409	10,458	0	85,951	0	0
	金沢西部地区土地区画整理特別会計	600,038	357,277	0	242,761	0	0
	育英資金特別会計	713,060	305,423	0	407,637	0	0
	公債管理特別会計	147,237,171	147,237,171	0	0	0	0
合計	696,525,806	688,169,774	20,037,358	4,031,584	16,508,832	795,922	

標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	156,717,707
普通交付税額	120,306,158
臨時財政対策債発行可能額	22,446,899
合計	299,470,764

2 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A)+(B)+(C)+(D)}{\text{標準財政規模 (E)}}$$

$$\frac{-}{299,470,764} = -$$

連結実質赤字額は発生していない

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)	
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収入特定財源(5)		
一般会計	526,782,938	522,458,490	20,037,358	0	16,508,832	795,922	
一般会計等に属する特別会計	証紙特別会計	6,818,541	6,188,210	0	630,331	0	0
	土地取得特別会計	5,835	5,835	0	0	0	0
	母子寡婦福祉資金特別会計	142,778	124,034	0	18,744	0	0
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	13,639,027	11,405,298	0	2,233,729	0	0
	農業改良資金特別会計	230,002	23,407	0	206,595	0	0
	林業改善資金特別会計	260,007	54,171	0	205,836	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	96,409	10,458	0	85,951	0	0
	金沢西部地区土地区画整理特別会計	600,038	357,277	0	242,761	0	0
	育英資金特別会計	713,060	305,423	0	407,637	0	0
	公債管理特別会計	147,237,171	147,237,171	0	0	0	0
合 計	696,525,806	688,169,774	20,037,358	4,031,584	16,508,832	795,922	

一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額 (B) (単位：千円)

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			実質収支額 (1)-(2)-(3)- (4)+(5)
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収入特定財源(5)	
公営競馬特別会計	9,727,835	9,644,211	0	0	0	83,624

公営企業会計（法非適用企業）に係る資金剰余額 (C)

(単位：千円)

会 計 名	歳入額 (1)	歳出額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源			資金剰余額 (1)-(2)- (3)-(4)+(5)
			繰越明許費(3)	事業繰越額(4)	左記に係る未収入特定財源(5)	
流域下水道特別会計	4,073,728	4,067,603	186,800	0	186,800	6,125
港湾整備特別会計	2,034,902	2,032,172	40,000	0	40,000	2,730
合 計	6,108,630	6,099,775	226,800	0	226,800	8,855

公営企業会計（法適用企業）に係る資金剰余額 (D)

(単位：千円)

会 計 名	流動資産 (1)	流動負債 (2)	流動負債控除額 (3)	長期借入金 (4)	資金剰余額 (1)-(2)+(3)-(4)
中央病院事業会計	3,399,726	1,498,344	0	-	1,901,382
高松病院事業会計	1,063,980	139,526	0	-	924,454
港湾土地造成事業会計	1,752,213	500,385	482,688	652,836	1,081,680
電気事業会計	2,850,393	197,970	0	-	2,652,423
水道用水供給事業会計	4,153,264	586,154	0	-	3,567,110
合 計	13,219,576	2,922,379	482,688	652,836	10,127,049

標準財政規模 (E)

(単位：千円)

金 額	299,470,764
-----	-------------

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}{\text{標準財政規模(D)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)})}$$

$$\text{3か年平均} \quad (\text{平成18年度} \quad \text{平成19年度} \quad \text{平成20年度} \\ (14.30653 + 14.00974 + 15.06462) \div 3 = 14.4\%)$$

$$\frac{34,330,602}{239,964,586} \quad \frac{33,834,521}{241,507,103} \quad \frac{36,842,066}{244,560,219}$$

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
地方債の元利償還金(繰上償還額、特定財源等を除く)(A)	88,334,721	87,967,366	88,440,105
準元利償還金(B)	2,529,446	2,155,709	3,312,506
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(C)	56,533,565	56,288,554	54,910,545
標準財政規模(D)	296,498,151	297,795,657	299,470,764

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

$$\frac{662,074,590}{244,560,219} = 270.7\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地方債の現在高	一般会計	1,154,758,409
	母子寡婦福祉資金特別会計	515,332
	中小企業近代化資金貸付金特別会計	42,793,584
	農業改良資金特別会計	54,940
	金沢西部地区土地区画整理特別会計	3,064,961
	計	1,201,187,226
債務負担行為に基づく支出予定額	一般会計	7,370,879
公営企業債等繰入見込額	流域下水道特別会計	5,097,295
	港湾整備特別会計	2,774,859
	中央病院事業会計	2,970,389
	高松病院事業会計	2,511,282
	水道用水供給事業会計	1,880,578
	計	15,234,403
退職手当負担見込額	一般会計	163,390,171
設立法人の負債額等負担見込額	道路公社	0
	土地開発公社	6,732,483
	第三セクター等	42,938,883
	計	49,671,366
連結実質赤字額		0
合 計		1,436,854,045

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	68,262,530
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	114,250,766
地方債の償還等に係る基準財政需要額算入見込額	592,266,159
合 計	774,779,455

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	299,470,764
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	54,910,545
-----	------------

5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B) 又は (C)}}$$

下表のとおり各会計の資金不足額は発生していない

資金不足額 (は資金の余剰を示している) (A)

(単位：千円)

会 計 名	流 動 負 債 (歳 出 額) (D)	流 動 資 産 (歳 入 額) (E)	長 期 借 入 金 (F)	資 金 不 足 額 (資 金 剰 余 額) (D)-(E)+(F)
流域下水道特別会計	4,067,603	4,073,728	-	6,125
港湾整備特別会計	2,032,172	2,034,902	-	2,730
中央病院事業会計	1,498,344	3,399,726	-	1,901,382
高松病院事業会計	139,526	1,063,980	-	924,454
港湾土地造成事業会計	500,385	1,752,213	652,836	598,992
電気事業会計	197,970	2,850,393	-	2,652,423
水道用水供給事業会計	586,154	4,153,264	-	3,567,110
合 計				9,653,216

事業の規模 (B)

(単位：千円)

会 計 名	営 業 収 益 (G)	受 託 工 事 収 益 (H)	事 業 の 規 模 (G)-(H)
流域下水道特別会計	1,019,211	0	1,019,211
港湾整備特別会計	255,924	0	255,924
中央病院事業会計	13,241,401	0	13,241,401
高松病院事業会計	2,456,298	0	2,456,298
電気事業会計	1,193,558	0	1,193,558
水道用水供給事業会計	7,472,665	0	7,472,665
合 計			25,639,057

事業の規模 (宅地造成事業) (C)

(単位：千円)

会 計 名	資 本 (I)	負 債 (J)	事 業 の 規 模 (I)+(J)
港湾土地造成事業会計	2,421,454	1,153,221	3,574,675

(参考)

健全化判断比率等の対象範囲

会計区分		県の会計区分		
一般会計等		一般会計		
		証紙特別会計		
		土地取得特別会計		
		母子寡婦福祉資金特別会計		
		中小企業近代化資金貸付金特別会計		
		農業改良資金特別会計		
		林業改善資金特別会計		
		沿岸漁業改善資金特別会計		
		金沢西部地区土地区画整理特別会計		
		育英資金特別会計		
		公債管理特別会計		
公営事業会計	収益事業	公営競馬特別会計		
		地方公営企業法 非適用事業		流域下水道特別会計
	公営企業会計 地方公営企業法 適用事業	港湾整備特別会計		
		中央病院事業会計		
		高松病院事業会計		
		港湾土地造成事業会計		
		電気事業会計		
		水道用水供給事業会計		
一部事務組合等	一部事務組合・広域連合	-		
	地方独立行政法人	-		
	地方公社・第三セクター	石川県道路公社		
		石川県土地開発公社		
		石川県住宅供給公社		
		(財)石川県林業公社		
		(社)石川県農業開発公社		
		(財)奥能登開発公社		
		(財)石川県県民ふれあい公社		
		(財)石川県産業創出支援機構		
		(財)石川県地場産業振興センター		
		(財)いしかわまちづくり技術センター		
	公的信用保証機関	石川県信用保証協会		